「紹介受診重点医療機関」の指定について

当院は令和5年9月1日付で埼玉県から「紹介受診重点医療機関」の指定を受けました。
指定から半年後の令和6年3月から以下のとおり選定療養費の取り扱いが変更になりますのでお知らせいたします。
※「紹介受診重点医療機関」とは、かかりつけ医などから紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関です。
手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来等を行っています。

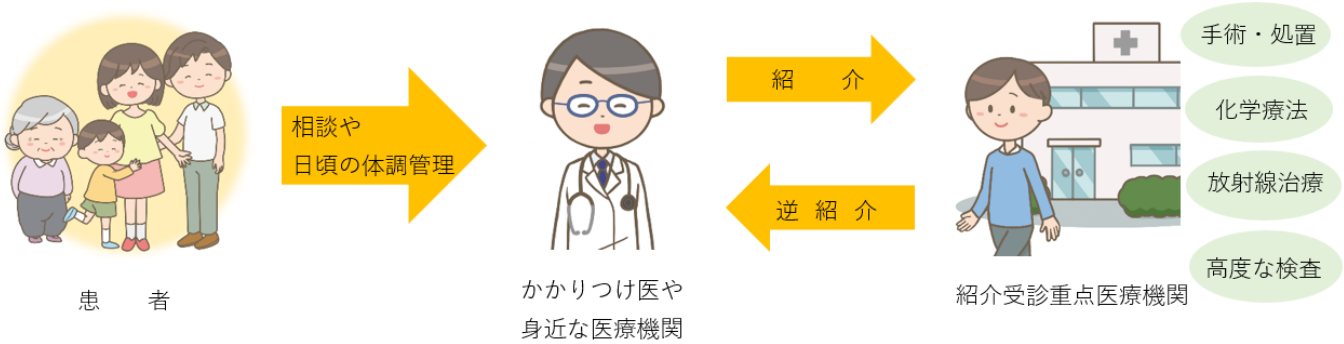

「初診時選定療養費」の変更と「再診時選定療養費」の新設について

初診時選定療養費

現　在	令和6年3月以降
1,650 円(税込み) ※歯科も同金額	7,000 円(税込み) ※歯科は 5,000 円(税込み)

紹介状を持参せずに受診した場合は通常の医療費とは別に選定療養費がかかります

初診時にはかかりつけの医療機関からの紹介状をご持参ください

再診時選定療養費

現　在	令和6年3月以降
徴収なし ※歯科も同金額	3,000 円(税込み) ※歯科は 1,900 円(税込み)

症状が安定している等の理由で他医療機関への紹介状を申し出た後も

当院での受診を希望される場合は、再診時選定療養費が受診の都度かかります

※紹介状持参・救急受診・その他病院が必要と認めた場合などは選定療養費がかかりません。

羽生総合病院　病院長